

# 「茨城県協同農業普及事業の実施に関する方針」（令和6年3月改定）の概要

## 第1 基本的な考え方

- 国の運営指針を基本として、県総合計画の重点施策である「儲かる農業」や茨城農業の将来ビジョンの実現に貢献する協同農業普及事業を展開。
- ・農業者が収益性の高い経営を展開し、得られた利益を事業の多角化などの新たな試みに再投資し、更なる経営改善を図るという「好循環」を実現する手段として協同農業普及事業を位置付け、展開する。
  - ・事業の展開に当たっては、「選択と集中」の考え方の下、普及指導活動の対象とする農業者及び経営改善に向けて取り組むべき課題を明確にした上で、経営と生産の両面から常にPDCAサイクルを回しながらスピード感を持って取り組む。

## 第2 普及指導活動の課題と方法

### 【1 重点的に取り組むべき課題とその解決に向けた具体的取組】

#### ◎ 経営者マインドをもってチャレンジする人材の育成確保

個々の農業者が経営の収益性を高め、儲かる農業を実現するため、生産性や付加価値の向上、販路の開拓など、多種多様な選択肢の中から、自らが目指す経営を実現するために必要となる手段を選択し、PDCAサイクルを回して不断の努力を続けていくことのできる「経営者マインド」を備えた農業者を育成・確保する。

- ・産学官が連携した学びの場であるいばらき農業アカデミー等の活用により経営者マインドを醸成。
- ・経営改善、雇用環境の整備及び経営継承の円滑化に向けた法人化を推進。
- ・持続性の高い農業生産方式を推進するとともに、有機農業の取組拡大や環境負荷軽減の取組等を行う農業者を支援。特に有機農業では、有機農産物の供給量増大を図るとともに、指導人材の育成やブランド化等を支援。
- ・デジタル技術やデータを活用したDXの取組を促進し、データ駆動型農業への転換により、超省力・高品質・高収量生産が期待できるスマート農業の普及を推進。
- ・目指すべき将来の農地利用の姿を明確化する「地域計画」の策定を支援するとともに、農地の流動化を促進し、担い手への農地の集積・集約化、耕作条件の改善を支援。
- ・水田地帯で畑地化可能な地域は高収益作物等への転換を推進。また、気候変動に対応する高温耐性品種等の導入を支援。100ha超の大規模稲作経営体の育成では、経営計画の策定支援や省力化技術の活用、作期分散が期待できる品種選定等を支援。一方、大規模経営が困難な地域は高付加価値化に向けた特色ある米づくりを振興。
- ・大規模露地園芸・施設園芸経営体の育成にあたり、露地園芸では価格変動に対応できる生産方式の導入、施設園芸では激甚化する気象災害に備える農業用ハウスの強靱化等を支援。
- ・かんしょや米等の輸出重点品目、メロンやイチゴ等の輸出拡大が期待される品目では、国際水準GAPの取組や輸出先国の規制対応等、海外市場のニーズに対応した生産体制の構築を支援。
- ・農業経営における加工や販売事業の導入等を支援して収益性の向上を図り、干し芋をはじめ栗や米等の農産加工品の高付加価値化や販路開拓等に取り組む農業者や参入経営体を支援。

### 【2 普及指導活動の効果的、効率的な実施】

#### (1) 対象を絞った重点活動の実施

- ・自ら将来のビジョンを描いて、その実現に向けた活動を進める意欲ある農業者を対象とするものに軸足を移し、経営開始前を含め経営の発展段階に応じた支援を実施。
- ・農林事務所の各部門や関係機関と連携を密にして、「地域計画」との整合を図りながら、担い手への農地の集積・集約化の推進を支援。
- ・需要の伸びが期待できる品目に支援を重点化。

#### (2) 普及指導計画の策定とPDCAによる普及活動の効果的展開

- ・普及指導計画を単年度ごとに定め、内部評価及び外部評価による進捗管理を行い、結果を次年度以降の計画に反映。
- ・PDCAに基づき不断の検証・見直しを行いながら、迅速かつ実効性のある普及指導活動を実施。

#### (3) 先進的な農業者等とのパートナーシップの構築

- ・先進的な農業者等の参画を得て、新規就農者等担い手の育成・確保、革新的技術の導入等を推進。
- ・農外から参入する経営体への技術支援、地元農業者との交流・情報交換の促進により相乗効果を獲得（地域農業振興のための取組）。

#### (4) 試験研究機関・民間企業等との連携強化

- ・試験研究の企画段階から普及指導員が参画することにより、生産性や付加価値の向上が期待できる新技術・新品種の開発を促進。
- ・IT企業等民間企業による高度な技術課題解決に有効な新技術開発を誘導。
- ・農業参入等支援センター等との連携による高度な経営指導を実施。

## 第3 普及指導員の配置と資質向上

### 【普及指導員の配置】

○普及センターの設置と普及指導員の配置：農林事務所経営・普及部門及び地域農業改良普及センターを設置し、専門的な知識や指導力を有する普及指導員を配置。

### 【専門技術指導員（農業革新支援専門員）の配置】

○専門技術指導員室の設置と専門技術指導員の配置：専門技術指導員室を設置し、高度な専門性を持ち、研究・教育・行政等関係機関との連携・調整力を発揮して、普及指導活動の支援を行い、普及指導員の資質向上を指導する者を専門技術指導員として配置。

- 【資質向上】求められる人材像：・施策の実現に向けた目的意識を持ち、広い視野から普及指導活動に取り組める人材。
- ・意欲ある農業者が描くビジョンから課題を抽出し、その解決により経営発展を指導・支援できる人材。
- 求められる資質：・新たな技術や政策等に関する幅広い知識を絶えず吸収する意欲。
- ・スマート農業等、高度な技術の導入による技術革新によって生産工程の効率化等を実現できる技術指導力。
- 資質向上の方法：・国が主催する研修を活用した政策課題の解決や先端技術の普及に必要な知見の習得。
- ・国や県研究機関・民間等と協働して行う先端技術を活用したプロジェクトへの参画。
  - ・意欲ある経営体に対する普及指導活動による経営指導力の向上や農業参入等支援センター専門家が手掛ける高度な経営指導への参画等によるOJT。普及・行政・研究のジョブローテーションの計画的な実施。

## 第4 農業者研修施設における研修教育の充実・強化

- ・儲かる農業を実現し得る経営感覚に優れた農業者を育成するため、先進的な農業者や専門家と連携し、より実践的な技術・経営が学べる取組を充実・強化（経営実践プロジェクト）。
- ・時代の要請に合わせた教育環境を整備するとともに、その成果及び実施体制について、先進的な農業者等による評価を受け、その結果を教育の充実・強化に反映。